

## 土木設計・調査・測量業務における「管理技術者、照査技術者」の取扱い

土木設計・調査・測量業務における成果物の技術上の品質確保・向上を図るため、管理技術者および照査技術者の資格要件及び照査技術者の配置を下記のように取扱うことにしましたので、業務の施行に当たっては十分留意してください。

### 記

#### 1. 管理技術者、照査技術者の資格要件

##### (1) 測量業務について

- ・測量士又は測量士補の資格を有する者。

##### (2) 土木コンサル業務について

- ① 技術士については、業務に該当する部門・選択科目及び類似業務について実務経験を有する者。
- ② R C C Mについては、業務に該当する部門及び類似業務について実務経験を有する者。
- ③ 地質調査技士については、地質、土質及び基礎部門に限る。
- ④ 畑地かんがい技士については、農業土木部門の畑地かんがい業務に限る。
- ⑤ 農業土木技術管理士については、同種業務における実務経験を有する者。
- ⑥ 林業技士については、同種業務における実務経験を有する者。
- ⑦ 環境計量士については、同種業務における実務経験を有する者。
- ⑧ 実務経験者について

当分の間、実務経験者は下記のとおりとする。

- イ. 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（別表に掲げる指定学科を修めた者に限る。）卒業後、土木コンサルタント等業務に関して20年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。
- ロ. 学校教育法による高等学校（別表に掲げる指定学科を修めた者に限る。）卒業後、土木コンサルタント等業務に関して22年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。
- ハ. 土木コンサルタント等業務に関して25年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

##### (3) 地質調査業務について

- ① 技術士については、応用理学部門の地質及び地質調査業務について実務経験を有する者。

② RCCMについては、地質部門及び地質調査業務について実務経験を有する者。

③ 地質調査技士の資格を有する者。

## 2. 照査技術者の配置

### (1)対象工事について

設計金額が500万円以上の土木コンサルタント業務及び地質調査業務を対象とする。

なお、500万円未満の業務についても、高度な技術力を要するものや対象となる構造物の重要度、その他業務内容に応じて、適時照査技術者の配置の要否を検討する。

### (2)特別（特記）仕様書への記載について

土木設計業務等委託契約書第11条に規定する照査技術者の配置を設計図書に定めることとし、受注者に対し照査作業項目及び照査内容等を明記した照査要領の作成を行わせるものとする。

### 実務経験者に係る指定学科（別表）について

業 種	指 定 学 科
土木 コンサル 業務	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学、地質工学、機械工学、都市工学、衛生工学、交通工学、環境工学、電気工学又は電気通信工学に関する学科